

	用語	説明
1	1号認定児	満3歳以上で教育のみを必要とする児童
2	2号認定児	満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童
3	3号認定児	満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童
4	施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う
5	地域型保育給付	小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の四つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払う。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額
6	特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設
7	特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業
8	認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること
9	確認	認可を受けた施設・事業等を、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認すること
10	推計児童数	過去における実績人口の動勢に基づいて算出される将来の児童数
11	量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする
12	ワークシート	量の見込みを算出する際に用いる、国の手引きに基づく計算シート。このシートにニーズ調査で得られた数値を入力していくことで量の見込みを算出する
13	補正	国の手引きに従って算出された量の見込みが、現状と著しく乖離した場合に、ニーズ調査票の設問や現状の実績等を活用して現実的な数値にするための作業
14	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。鎌倉市では「子どもの家」という名称で実施。また「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある
15	時間外保育事業	保育所において、通常の保育時間を超えて児童を預かる事業
16	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業
17	地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業
18	病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス
19	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動
20	トワイライトステイ	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業
21	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から子育て支援を受ける事業
22	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
23	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業
24	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業